

岡崎市一般廃棄物収集運搬業許可事務等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成15年岡崎市規則第55号。以下「細則」という。）の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務等について必要な事項を定める。

(許可の申請)

第2条 法第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

2 細則第3条第1項各号に規定する書類及び図面については、以下によるものとする。ただし、許可の更新申請をする場合は、(2)及び(3)について省略することができ、(1)ア及びウについては、その内容に変更がない、(9)については提出を指示しない場合に限り添付を省略することができる。また、許可の新規申請をする場合は、(17)について省略するものとする。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

ア 収集運搬する一般廃棄物の種類及び運搬量等（様式第2号の1）

イ 運搬施設の概要（様式第2号の2）

ウ 収集運搬業務の具体的な内容、環境保全措置の概要及び従業員数の内訳（様式第2号の3）

(2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、写真及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

ア 自動車検査証（以下「車検証」という。）の写し（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も添付。他人の車両を借用する場合は、賃貸借契約書の写し等使用権原を有することを証明する書類を含む。）

イ 運搬施設の写真

(ア) 運搬車両にあっては前面（真正面）及び側面（真横）又は斜め前方及び斜め後方から撮影したものとする。

(イ) 運搬車両には氏名又は名称（個人にあっては屋号を含む。）が車両の両側に一見してわかるように表示してあること。なお、新規の申請者にあっては、許可後、速やかに表示すること。

(ウ) 運搬容器等その他の運搬施設にあっては、全体を撮影したものとする。

ウ 事務所、事業場（駐車場及び洗車場所。以下同じ。）の付近の見取図

エ 事務所、事業場の概況がわかる写真

(3) 事業の用に供する施設（洗車場所を除く。）の所有権を有することを証する書類

事務所及び駐車場の土地、建物の登記事項証明書又は固定資産税課税明細書の写し（申請者が所有権を有しない場合には、賃貸借契約書の写し等使用権原を有することを証明する書類を含む。）

(4) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式第3号）

(5) 申請者が法人である場合には、岡崎市の市税及び事務所が位置する市町村の市町村税の滞納がないことを証する書類、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費、売上原価が損益計算書の中で一式計上されている場合には、その内訳書を含む。）、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税

の納付すべき額及び納付済額を証する書類（いずれかの書類が添付できない場合はその理由書を提出すること。）

- (6) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書（様式第4号）、岡崎市の市税及び事務所が位置する市町村の市町村税の滞納がないことを証する書類並びに直前2年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（いずれかの書類が添付できない場合はその理由書を、また、給与所得者であった場合には源泉徴収票の写しを併せて提出すること。）
- (7) 直前2年の各事業年度における確定申告書の写し
 - ア 申請者が法人である場合には、確定申告書の別表1(1)、別表2及び別表4（別表2については直前年度分のみ）
 - イ 申請者が個人である場合には、確定申告書（第1面）
- (8) 直前2年の各事業年度における確定申告書の添付書類のうち市長が必要と認めるものの写し
- (9) 金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類（申請者が個人で、かつ所得税の青色申告を行っている場合には、直前期の所得税青色申告決算書の写しを含む。）
- (10) 申請者が法人である場合には、定款（（内容に変更が生じている場合には、その決定に係る議事録の写し等を含み、原本証明したものに限る。）以下同じ。）又は寄附行為及び登記事項証明書
- (11) 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限るものとする。以下同じ。）
- (12) 申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員住民票の写し。）
- (13) 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し
- (14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（第4条において「株主等」という。）があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
- (15) 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び使用人である旨を証する書類
- (16) 誓約書（様式第5号）、申告書（様式第6号）、承諾書（様式第7号）及び申立書（様式第8号）
- (17) 一般廃棄物収集運搬業実績報告書（様式第9号の1、様式第9号の2）
- (18) その他市長が必要と認める書類及び図面

（許可証等の交付）

第3条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可をする時は、細則第4条の規定により、一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第10号）及び一般廃棄物収集運搬業許可車両証（以下「車両許可証」という。）（様式第11号）を交付するものとする。（変更届）

第4条 法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出は、細則第5条の規定により、一般廃棄物処理業廃止・変更届出書（様式第12号）により行うものとする（第5項に該当する場合を除く。）。

2 細則第5条第2項各号及び第3項に規定する書類及び図面については、以下によるも

のとする。

(1) 住所の変更

- ア 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- イ 申請者が法人である場合には、登記事項証明書

(2) 氏名又は名称の変更

- ア 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- イ 申請者が法人である場合には、登記事項証明書

(3) 法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）、役員、使用人及び株主等の変更

- ア 変更後の法定代理人が個人である場合には、その住民票の写し
- イ 変更後の法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し
- ウ 当該変更に係る者の住民票の写し及び法人の役員の変更にあつては登記事項証明書
- エ 法人の代表者の変更の場合には、登記事項証明書
- オ 変更後の株主等が個人である場合には、住民票の写し
- カ 変更後の株主等が法人である場合には、登記事項証明書
- キ 申立書（様式第8号）

(4) 事務所及び事業場の変更

- ア 変更後の事務所、事業場の付近の見取図
- イ 変更後の事務所、事業場の概況がわかる写真
- ウ 変更後の事務所及び駐車場の所有権を有することを証する書類として、土地、建物の登記事項証明書又は固定資産税課税明細書の写し（申請者が所有権を有しない場合には、賃貸借契約書の写し等使用権原を有することを証明する書類を含む。）

(5) 事業の用に供する主要な施設の変更

- ア 変更後の運搬施設の概要（様式第2号の2）
- イ 変更した運搬車両の写真（減車の場合を除く。）
 - (ア) 車両にあつては前面（真正面）及び側面（真横）又は斜め前方及び斜め後方から撮影したもの
 - (イ) 車両には、氏名又は名称（個人にあつては屋号を含む。）が車両の両側に一見してわかるように表示してあること。
- ウ 変更した運搬車両の車検証の写し（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も添付。減車の場合を除き、他人の車両を借用する場合には、賃貸借契約書の写し等使用権原を有することを証明する書類を含む。）

3 一般廃棄物収集運搬業者は、前項第5号において減車の届出をした時は、当該車両に係る車両許可証を市長に返納しなければならない。

4 市長は、第2項第5号において増車の届出がされたときは、当該車両の車両許可証を速やかに交付するものとする。

5 一般廃棄物収集運搬業者は、使用する車両が修理又は自動車検査等のために一時的に使用できなくなり、その間、一般廃棄物収集運搬業許可車両証の交付を受けていない別の車両（以下「代車」という。）を使用することになるものの、その後、再び従前の車両を使用することができる見込みを有する場合に限り、第1項の届出を許可車両代車届出書（様式第13号）により行うことができる。

6 許可車両代車届出書には、代車の車検証の写し（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も添付。）を添付するものとする。

(行政処分等)

第5条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者が法に違反した時等は、岡崎市廃棄物の不適正処理に係る行政指導要綱及び岡崎市廃棄物の不適正処理に係る行政処分基準又は岡崎市一般廃棄物処理業者の暴力団該当性による行政処分基準及び岡崎市一般廃棄物処理業者の暴力団該当性による行政処分要綱に基づき、行政指導又は許可取消し等の行政処分を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

なお、本要綱の施行を以て、岡崎市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可事務取扱要綱（平成10年1月施行）及び岡崎市一般廃棄物収集運搬業許可申請書等作成要領（平成16年2月施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成24年3月31日前に許可申請のあったものについては、改正前の要綱を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。ただし、平成24年7月8日前に許可申請のあったものについては、改正前の要綱を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日前に許可申請のあったものについては、改正前の要綱を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日前に許可申請のあったものについては、改正前の要綱を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月20日から施行する。ただし、平成28年4月19日前に許可申請のあったものについては、改正前の要綱を適用するものとし、また、この要綱の施行の際、現に従前の規定により調製した用紙がある場合には、なお当分の間使用することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成30年3月31日前に許可申請のあったものについては、改正前の要綱を適用するものとし、また、この要綱の施行の際、現に従前の規定により調製した用紙がある場合には、なお当分の間使用することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月16日から施行する。ただし、令和3年2月15日前に許可申

請のあったものについては、改正前の要綱を適用するものとし、また、この要綱の施行の際、現に従前の規定により調製した用紙がある場合には、なお当分の間使用することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。